

2027 年度団体 **スキー・スノーボード** 保険制度のご案内
(普通傷害保険)

スキー・スノーボード活動中は学生自身のケガにとどまらず、他のスキーヤー、スノーボーダーなどにケガをさせてしまったり、あるいはスキー場の物を壊してしまったりといった事故が起こりえます。

当連盟ではそのような場合に備えて団体スキー・スノーボード保険制度をご案内しており、多くの皆様にご利用いただいております。今年もまた全日本学生スキー連盟の加盟校の皆様を対象に「団体スキー・スノーボード保険制度」をご案内いたしますので、この機会にご加入されることをお勧めいたします。

《本制度の特徴》

- ① この保険制度は、スキー・スノーボードの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に生じたスキーヤー、スノーボーダー自身のケガや賠償事故を補償する制度です。
- ② さらに 24 時間、急激、偶然、外来の事故についても補償いたします。
- ③ 連盟加盟校のスキー部員、スノーボード部員であれば、どなたでも本制度をご利用になれます。
- ④ 保険期間は 2026 年 11 月 1 日から 1 年間です。

補償項目		保険金額		
		A プラン	B プラン	C プラン
ご自身の傷害	死亡・後遺障害（最高）	1,600 千円	2,205 千円	2,130 千円
	入院保険金日額	1,900 円	1,000 円	1,500 円
	通院保険金日額	なし	300 円	500 円
賠償責任危険補償特約支払限度額（自己負担金なし）		5,000 万円	5,000 万円	5,000 万円
1 名あたり年間保険料		5,000 円	6,000 円	7,000 円

ご注意事項：

ご加入プランについては学校ごと全員同一のプランでお申込みくださいますようお願いいたします。

例) ○○大学 全員 B プラン加入

中途加入の方は次頁の中途加入者保険料表をご確認ください。

※団体割引が適用されているため、2026 年 11 月 1 日に加入者が 500 名以上の場合はより高い割引率が適用され、死亡後遺障害保険金額が A プラン 1,810 千円 B プラン 2,460 千円 C プラン 2,430 千円になります。

中途加入者保険料一覧表

保険期間中に中途加入される方は、下記保険料をご確認ください。

	Aプラン	Bプラン	Cプラン
2026年10月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2026年11月1日から1年間)	5,000円	6,000円	7,000円
2026年11月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2026年12月1日から11か月間)	4,580円	5,500円	6,410円
2026年12月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2027年1月1日から10か月間)	4,170円	5,000円	5,840円
2027年1月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2027年2月1日から9か月間)	3,760円	4,500円	5,260円
2027年2月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2027年3月1日から8か月間)	3,320円	3,990円	4,650円
2027年3月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2027年4月1日から7か月間)	2,920円	3,500円	4,080円
2027年4月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2027年5月1日から6か月間)	2,520円	3,020円	3,520円
2027年5月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2027年6月1日から5か月間)	2,080円	2,500円	2,920円
2027年6月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2027年7月1日から4か月間)	1,670円	2,010円	2,350円
2027年7月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2027年8月1日から3か月間)	1,260円	1,510円	1,750円
2027年8月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2027年9月1日から2か月間)	850円	1,020円	1,190円
2027年9月25日までの申し込み到着分 (補償期間は2027年10月1日から1か月間)	410円	490円	580円

※ 事故が発生したときは、下記の事故受付ダイヤルまたは取扱代理店にすぐにお知らせください。

Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険) 保険金カスタマーセンター 24時間事故受付ダイヤル		
電話番号	傷害事故	0120-011-313
	賠償事故	0120-011-313

ご加入内容確認事項

公益社団法人全日本学生スキー連盟 団体スキー・スノーボード保険制度専用

本紙（ご加入内容確認事項）は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけますよう、お申込みいただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みに際して特に重要な事項を確認していただくためのものです。パンフレットや重要事項説明書などを十分お読みいただき、下記事項をご確認ください。ご不明な点やご希望に合致しない点などがございましたら、取扱代理店または当連盟までお問い合わせください。

なお、本紙はお客様ご自身でご確認いただくためのものですので、ご提出いただく必要はありません。

1. ご加入いただく保険商品がお客様のご希望する内容となっている事をご確認ください。

- 保険金のお支払事由（特約も含む）について、ご希望どおりの内容になっていますか。
- 保険金額・ご加入期間・保険料とその払込方法は、ご希望どおりの内容になっていますか。
- 被保険者（補償の対象になる方）の範囲はご確認いただけましたか。
- 補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や「本制度」以外の保険契約を含みます）が他にある場合、対象となる事故についてはどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があることについてご理解いただきましたか？

2. 加入申込書の記入内容につき、下記の点をご確認ください。

- お客様が在籍する学校は、全日本学生スキー連盟の加盟校ですか。
- 加入申込書の各欄について正しくご記入いただけましたか（特に★印の付いた事項）。
万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は訂正をお願いします。

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

重要事項説明書には、補償の内容、告知義務、通知義務のほか、主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）など、お客様にとって不利益な情報も記載されていますので必ずご確認をお願いします。

4. 上記1～3の項目をもれなくご確認いただけましたら、加入申込書にご署名をお願いします。

以上

引受保険会社 Chubb 損害保険株式会社

<団体スキー・スノーボード保険制度のあらまし>

※この保険におけるケガとは急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない 主な場合
死亡保険金	被保険者が、ケガ(※)が原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。 <保険金の支払方法> 保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガや下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為・犯罪行為、闘争行為 ・被保険者の無資格運転中、酒気帯び運転中(酒酔い運転を含む)、麻薬等服用時の運転中の事故 ・被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・被保険者に対する外科的手術やその他の医療処置(ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。)
後遺障害保険金	ケガ(※)が原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に被保険者に後遺障害が生じた場合。 <保険金の支払方法> 後遺障害の程度(第1級～第14級)に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 ●保険金額×100%～4%	・戦争、外国の武力行使、暴動等 ・核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ・山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故 ・頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状 ・地震、噴火またはこれらによる津波
入院保険金	被保険者が、ケガ(※)が原因で入院された場合。 <保険金の支払方法> 次のとおり保険金をお支払いします。 ●入院保険金日額×入院日数 ●事故発生日からその日を含めて180日までを限度とします。 ●入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たなケガをされても入院保険金を重複してお支払いできません。	・戦争、外国の武力行使、暴動等 ・核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ・山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故 ・頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状 ・地震、噴火またはこれらによる津波
手術保険金	被保険者が、ケガ(※)の治療のために事故発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合。手術とは次のいずれかに該当するものをいいます。 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ＊創傷処置、皮膚切開術、抜歯手術、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術等は補償対象外です。 ・先進医療に該当する診療行為 (治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。) <保険金の支払方法> 手術内容に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。 1 入院中に手術を受けた場合：入院保険金日額の10倍 2 上記以外で手術を受けた場合：入院保険金日額の5倍 (1および2の手術を受けた場合は1を適用) ・1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。	・戦争、外国の武力行使、暴動等 ・核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ・山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故 ・頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状 ・地震、噴火またはこれらによる津波
通院保険金	被保険者がケガ(※)が原因で通院された場合(往診を含みます)。 ・長管骨、脊柱、上下肢の3大関節にギブス等を常時装着したときは通院日に含めることがあります。 ・治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院日数に含まれません。 <保険金の支払方法> ●通院保険金日額×通院日数 ●事故発生日からその日を含めて180日までの期間中で最高90日分を限度とします。 ●入院保険金と重複してはお支払いできません。 ●通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たなケガをされても通院保険金を重複してお支払いできません。	・戦争、外国の武力行使、暴動等 ・核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ・山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故 ・頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状 ・地震、噴火またはこれらによる津波
賠償責任保険金 (国内のみ) *賠償責任危険補償特約付帯の方には自動的に賠償事故解決特約が付帯されます。	賠償責任危険補償特約 日本国内において次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。 1 被保険者本人が住んでいる住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 2 日常生活に起因する偶然な事故 ・この保険における被保険者とは、被保険者本人、被保険者本人の配偶者、被保険者本人または配偶者の同居の親族、被保険者本人または配偶者の別居の未婚の子をいいます。 賠償事故解決特約 被保険者が日本国内において発生した賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、弊社が被保険者に対して支払責任を負う限度に	・契約者または被保険者の故意に起因する賠償事故 ・戦争、武力行使、内乱、暴動等に起因する賠償事故 ・地震、噴火、これらによる津波に起因する賠償事故 ・核燃料物質等の放射性、爆発性等の有害な特性に起因する賠償事故 ・職務遂行に直接起因する賠償事故(仕事上の賠償事故) ・同居の親族に対する賠償事故 ・借りた物、預かった物に対する損害に起因する賠償事故 ・自動車、原動機付自転車、航空

	<p>において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合等、相手方との示談交渉を行うことができないことがあります。 <p><保険金の支払方法> 損害賠償金および費用（応急手当、護送費用、訴訟費用など）の合計額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償金については、1回の事故につき、保険金額を限度とします。 ・弊社があらかじめ認めた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。 ・他の保険契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の保険契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。 ・被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者などに優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。 	<p>機、船舶、銃器（空気銃を除きます）等の所有、使用または管理に起因する賠償事故 等</p>
--	---	---

《お申し込み方法》

- 別添の加入申込書に加入者の氏名（必ずフリガナ）を記入しご送付ください。
- 保険料は、1名あたり保険料×人数をまとめてSAJ会員登録料と一緒に振込票にてご送金ください。

- SAJ 競技者登録者は、傷害保険等の加入が義務付けられておりますが、本制度は強制加入ではありません。他に別の傷害保険等のご加入があれば、本制度に加入しなくとも大会等への参加は可能です。
- このチラシは 2026 年 5 月現在における普通傷害保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- ご加入に際しては、「重要事項説明書」を必ずお読みください。
- 事故が発生した際には、直ちに引受保険会社事故受付ダイヤル（傷害事故、賠償事故ともに 0120 - 011 - 313）または取扱代理店までご連絡ください。
- 補償内容が同様の保険契約等（特約を含む）が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の相違や保険金額、必要性の有無をご確認のうえ、ご契約ください。

取扱代理店

株式会社 CDM

〒165-0026

東京都中野区新井 1-12-6 B104

TEL : 03-6454-0048 FAX : 03-6454-0948

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 東京支店

〒141-8679 東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 29 号

ガーデングレイス品川御殿山

Tel 03-6364-7070(代) www.chubb.com/jp